

足立区給付型奨学金 募集要項

令和6年度分
(令和5年度募集)

足立区教育委員会
学校運営部学務課助成係

目次

1	募集内容（給付期間）	1
2	募集時期	1
3	募集人数・給付額	1
4	応募資格	3
5	提出書類	11
6	提出先	13
7	選考方法	15
8	採用候補決定通知	16
9	奨学生となった後	16
10	問い合わせ	16

足立区給付型奨学金 令和6年度分募集要項

1 募集内容（給付期間）

令和6年4月から最短修業期間までの給付

- (1) 退学した場合、退学月までの給付となります
- (2) 退学月によっては、給付の一部を返還していただきます

2 募集時期

令和5年7月28日（金） から 9月22日（金）

※ 令和6年度分の募集は1回のみですのでご注意ください。

3 募集人数・給付額

(1) 募集人数

40人程度を予定

(2) 給付額

入学料・授業料・施設整備費の全額（上限あり）

- ア 入学料は新1年生のみ
- イ 施設整備費とは、学校等の施設設備の整備・維持を目的として学生等から徴収されるもの。例えば、施設設備費（料）、施設設備資金、施設費、施設維持費、暖房費等の名称で徴収するものが該当
- ウ 国の給付・授業料減免を受けられる場合、その金額を除いた額

(3) 注意事項

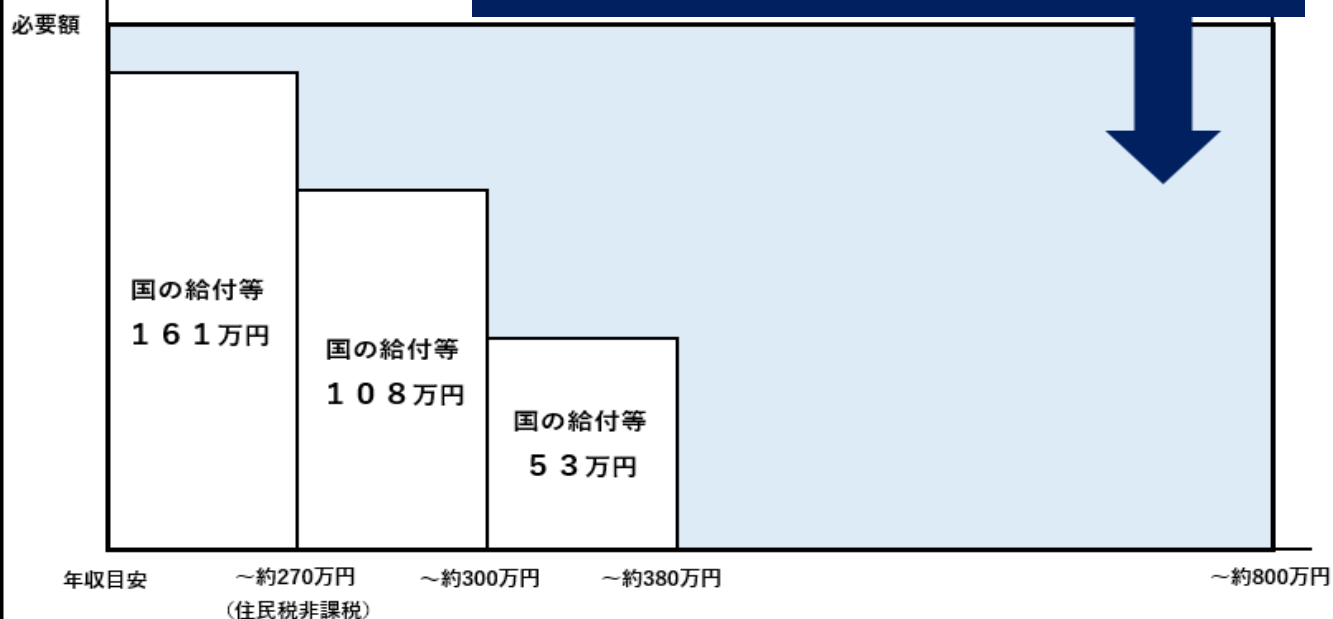
給付金は、原則年2回（4月下旬・9月下旬）半年分を奨学生からの請求に基づき、奨学生本人の預金口座に振り込み

給付イメージ

足立区で給付する部分（実費相当分）

必要額の全額（授業料・入学料・施設整備費）を給付

※ 国の給付等を受ける場合はその金額を除く



※ 世帯年収：両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安

足立区給付型奨学金の給付上限額（一例）

区分	入学料	授業料及び施設整備費
私立医科系確認大学等※	1,620,000 円	年額 5,730,000 円
私立理系確認大学等※	380,000 円	年額 1,980,000 円

※ 各確認大学等の実費相当額が上限となります。

※ 「確認大学等」は3ページの「4 応募資格（1）在学要件」を参照

【参考】年間授業料、入学料、施設整備費の平均必要額（年額）

区分	入学料	授業料	施設整備費	合計
私立文系	225,651 円	815,069 円	148,272 円	1,188,991 円
私立理系	251,029 円	1,136,074 円	179,159 円	1,566,262 円
私立医歯系	1,076,278 円	2,882,894 円	931,367 円	4,890,539 円
国立大学	282,000 円	535,800 円	0 円	817,800 円

4 応募資格（全て該当する方）

以下4点を全て満たす場合に応募できます。

- (1) 在学要件（大学等に入学予定・在学していること）
- (2) 成績要件（5段階評価で4.0以上であること）
- (3) 居住要件（生計維持者が3年以上足立区に居住していること）
※ 奨学生本人の居住要件は問いません
- (4) 年収要件（世帯年収が基準以下であること）
（年収目安：4人世帯800万円）

◎ 本人・生計維持者の『税額控除前区民税所得割額』の合計が227,100円以下であること

※ 「足立区育英資金貸付」「足立区奨学金返済支援助成」との併用は不可
現在利用されている場合で給付型奨学金の奨学生として採用された場合
「足立区育英資金貸付」「足立区奨学金返済支援助成」を辞退していただきます。

(1) 在学要件

次のいずれかに入学予定または在学していること（進学先未定でも可）。

- ア 大学
- イ 短期大学
- ウ 高等専門学校（4年次から5年次）
- エ 専修学校（修業年限2年以上の専門課程）
- ※ 国または地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校
（確認大学等）が対象です。文科省HPにてご確認ください。

【文科省 HP】

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



【大学等への入学時期について】

高等学校等を卒業した日の属する年度の末日から初めて大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人（2浪まで可）

（令和4年3月末卒業の場合、令和6年4月1日までに入学した人が対象）

(2) 成績要件

申し込み時までの成績が平均 4.0 以上（5 段階評価）

ア 成績の期間について（申込時の学年別）

（例 1）高校 3 年生：高校 1～3 年 1 学期までの成績

（例 2）浪人生：高校 3 年間の成績

（例 3）大学 2 年生：大学 1 年次または、1～2 年の前期までの成績

（例 4）大学 1 年生：高校 3 年間の成績

イ 成績の換算について

成績の換算方法については、以下の表を参考にしてください。

※ 単位不認定、不合格については 1 点とします。

① 5 段階評価による換算

A B C 制	換算成績
A	5 点
B	4 点
C	3 点
D	2 点
E (不合格)	1 点

② 優良可制の評価による換算

優良可制	換算成績
秀	5 点
優	4 点
良	3 点
可	2 点
不可(不合格)	1 点

③ 4 段階評価による換算

A B C 制	換算成績
A	5 点
B	3.67 点
C	2.33 点
D(不合格)	1 点

④ 6 段階評価による換算

A B C 制	換算成績
A	5 点
B	4.2 点
C	3.4 点
D	2.6 点
E	1.8 点
F (不合格)	1 点

【質問1】 次のように成績をつけているが、どのように計算すべきか。

S:100～90点 A:89～80点 B:79～70点 C:69～60点

D:59～0（不合格／単位不認定） E:評価不能(単位不認定)

【回答1】 5段階評価で換算（S:5、A:4、B:3、C:2、D:1、Eは除外）

- ・ Dは不合格/単位不認定で、1点として計算する。
- ・ Eは評価不能のため除外する。

→ 評価がつくS、A、B、C、Dの5段階で換算を行う。

【質問2】 次のように成績をつけているが、どのように計算すべきか。

S:100～96点 A:95～80点 B:79～70点 C:～60点

D:59～0（不合格／単位不認定） E:評価不能(単位不認定)

※ 質問1との違い：S、Aの点数幅が異なる。

【回答2】 5段階評価で換算（S:5、A:4、B:3、C:2、D:1、E:除外）

- ・ 点数幅はあるが評価不能以外のS～Dで評価する。

【質問3】 成績は単位数と科目数どちらで計算すべきか。

【回答3】 科目数で計算する。

例えば次の場合は3科目で計算する。

科目	単位数	成績（5段階評価）
数学ⅠA	2単位	成績5
数学ⅡB	2単位	成績3
英語	1単位	成績1

5点+3点+1点=9点 → 9点÷3科目=3点となる

【質問4】 学校によってレベルが異なる。なぜ一律に点数で審査するのか。

【回答4】 学校や学部によって学ぶ目的や環境も異なります。その人を取り巻く環境の中で、どれだけ努力したかという観点で評価するためです。国の給付型奨学金も一律の基準（成績3、5以上）を設けています。

なお、同様のご意見を課題として捉え、来年度募集に向けて検討していく予定です。

(3) 居住要件

奨学金を受けようとする者の**生計維持者**が申請日において引き続き **3年**以上足立区に居住していること（奨学生本人の居住要件は問いません）。

ア 生計維持者が足立区外に転出した場合は、転居日の属する月までの給付となります。

イ 生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）になります。詳しい情報は学生支援機構のホームページに記載されている「生計維持者について」をご確認ください。

【学生支援機構 HP】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



【生計維持者の考え方について】

① 父母ともにいる場合	生計維持者
父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	無職無収入の場合でも生計維持者となります。
あなたが結婚していて、父母と戸籍も住所も分かれているが、父母から学費や生活費の援助を受けている	

② 父母が離婚調停中	生計維持者
あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） 無職無収入の場合でも生計維持者となります。
あなたが成年で、父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（1名）

③ 父母が離婚	生計維持者
父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） 親権者は生計維持者となります。
父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） 再婚には事実婚も含まれます。

④ 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明	生計維持者
父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（1名） 祖父母2名と生活している場合であっても、主に生計を維持しているどちらか1名となります。
父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族 支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） 意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。

⑤ あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）	生計維持者
社会的養護を必要とし、18歳になる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（1名）
あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している	

(4) 年収要件

本人・生計維持者の「税額控除前の区市町村民税所得割」の合計が次の基準額以下であること。

基準額 227,100円以下

- ア 申請者本人及び生計維持者の課税証明書、納税通知書、特別徴収税額の通知等に記載してある「税額控除前の区市町村民税所得割」で確認します。
- イ 前々年の収入に基づく前年度住民税情報で確認します。
- ウ 今回の募集では令和5年度住民税情報（令和4年收入）で確認します。
- ※ 生活保護受給中の方は0円とします（令和4年收入で審査しません）。
- エ 計算方法：**課税標準額×6%**でも計算できます。
- オ 「マイナポータル」を活用することで、課税標準額を調べることができます（マイナンバーカードが必要です）。

【モデルケース】

人数	世帯構成	年収目安
2人	本人、ひとり親	750万円
3人	本人、ひとり親、中学生	750万円
4人	本人、親①（無収入）、親②、中学生	800万円
4人	本人、親①、親②、中学生	親①500万円 親②400万円
5人	本人、親①、親②、大学生、中学生	親①600万円 親②350万円

※ あくまでも目安です。世帯構成や障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象になる場合や、下回っていても対象にならない場合があります。

【質問】 「税額控除前の区市町村民税所得割」はどこを見れば分かりますか？

【回答】 以下の見本を参考にしてください。ただし、自治体によりレイアウトが異なります。また、必ず記載されているものではありません。その場合は、 $\boxed{\text{課税標準額} \times 6\%}$ で計算できます。

なお、「マイナポータル」を活用することで、課税標準額を調べることができます（マイナンバーカードが必要）。

【マイナポータル HP】

https://myrna.go.jp/html/my_information.html



【見本 1】 特別徴収税額の決定通知

税	特別 区 民 税	税額控除前所得割額④	173	580
		税 額 控 除 額⑤	66	99
		所 得 割 額⑥	106	500
		均 等 割 額⑦	3	500
税	都 民 税	税額控除前所得割額④	115	720
		税 額 控 除 額⑤	44	660
		所 得 割 額⑥	71	000
		均 等 割 額⑦	1	500
額	特 別 徴 収 税 額⑧	182	500	
	控 除 不 足 額⑨			
	既 充 当 額⑩			
	既 納 付 額⑪			
	差引納付額 (⑧-⑪-⑨, ⑩)	182	500	
	変 更 前 税 額⑫			
	増 減 額 (⑧-⑫)			
	変 更 月			

【見本2】課税（所得）証明書

税額の内訳		税額控除額
区 民 税	税額控除前所得割	¥88,980
	調整控除	¥3,000
	住宅借入金等特別税額控除	¥56,616
	所得割額	¥29,300
	均等割額	¥3,500
都 民 税	税額控除前所得割	¥59,320
	調整控除	¥2,000
	住宅借入金等特別税額控除	¥37,744
	所得割額	¥19,500
	均等割額	¥1,500
合計税額		¥53,800

【見本3】納税通知書

◎課税標準額及び税額

		区分	変更前の額	今回決定額
課 税 標 準 額	総所得			¥1,200,000
				¥0
				¥0
				¥0
算 出 所 得 割 額	総所得	区民税		¥72,000
		都民税		¥48,000
		区民税		¥0
		都民税		¥0
		区民税		¥0
		都民税		¥0
税 額 控 除	調整控除額	区民税		¥1,500
		都民税		¥1,000
	寄附金税額 控除額	区民税		¥4,555
		都民税		¥3,037
		区民税		¥0
		都民税		¥0
差引所得割額 (100円未満切捨)	区民税		¥65,900	
	都民税		¥43,900	
均等割額	区民税		¥3,500	
	都民税		¥1,500	
年税額				¥114,800
所得割より控除し れなかった配当割又 は譲渡割の控除額	区民税		¥0	
	都民税		¥0	
充当額				¥0

5 提出書類

以下4点をご提出ください。

- (1) 足立区奨学生候補者申請書
- (2) 学修計画表
- (3) 成績等を証明する書類（学校発行の成績証明書・調査書等）
- (4) 令和5年度住民税課税証明書（※ 該当者のみ）

(1)、(2)の様式は以下の方法により入手してください。

- ① 学務課の窓口（足立区役所南館5階）で受け取る。
 - ② 区ホームページからダウンロードする。
- (3) 成績等を証明する書類の提出について
- ① 高校の証明書類は開封せずに郵送または窓口持参
（オンライン申請の場合には別途郵送または窓口持参）
 - ② 大学・専門学校等の証明書類はオンライン申請システムにて添付可

【こちらからダウンロードできます。オンライン申請もこちら。】

[https://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/
k-kyoiku/shochu/202212kyuufugatasyougakukin.html](https://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/k-kyoiku/shochu/202212kyuufugatasyougakukin.html)



(1) 足立区奨学生候補者申請書

以下の内容について記入してください（オンライン申請の場合は入力）。

ア 申請者（学生本人）

- (ア) 氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報
- (イ) 在学学校・進学予定先・学年・学部
- (ウ) 成績
- (エ) 区市町村税額（所得割）

イ 生計維持者

- (ア) 氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報
- (イ) 区市町村税額（所得割）

(2) 学修計画表

以下アからエの内容を含む**文字数1,000から1,200字の作文**

※ 原稿用紙を用いて作成（氏名、フリガナ、在学学校（学年）、進学希望校名・学部等を記載した表紙を添付）すること

- ア 将来の目標
- イ 目標に向けて、今までどのように努力してきたか
- ウ 目標に向けて、今後どのように努力していくのか
- エ 将来どのように地域や社会に貢献していきたいのか

(3) 成績等を証明する書類

現在在学する学校の成績証明書を提出してください。詳細は「4 応募資格（2）成績要件」でご確認ください。添付資料は「成績証明書」という名称に限りません。客観的に成績が分かる書類を添付してください。

(4) 令和5年度住民税課税証明書（被扶養者を除く本人・生計維持者全員分）

ただし、令和5年1月1日時点で足立区に住民登録があり、住民税の申告をしている場合は不要です。なお、住民税の申告をしていない場合は審査ができませんので、ご承知おきください。

※生活保護受給中の方は、原則「生活保護受給証明書」をご提出ください。

令和5年1月1日時点で足立区に住民登録していましたか？

はい

いいえ

令和5年1月1日の住民登録地で所得金額・扶養人数が記載されている証明書【令和5年度住民税課税証明書等】をご提出ください

次のいずれかに該当しますか？

- ① 給与所得者（会社員、パート、アルバイト等）の方で、勤務先から足立区に給与支払い報告書が提出されている。
- ② 公的年金受給者である。
- ③ 上記①②以外の方で、確定申告、または住民税の申告が済んでいる。
- ④ 上記①②③に該当する方の「税法上の扶養」になっている。

はい

税証明の提出は不要です。

いいえ

税務署で確定申告を行ってください。
または、区役所課税課で、住民税の申告を行ってください。

【質問1】 課税される所得がない場合、申告は不要ですか？

【回答1】 申告をしなかった場合は「未申告」となり、「非課税」の決定が
されません。その場合、審査ができませんので申告をお願いします。

【質問2】 専業主婦・専業主夫で配偶者の扶養に入っているのですが、税の申告
が必要ですか？

【回答2】 配偶者の方が扶養者として申告をしていれば不要です。

6 提出先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館5階
足立区教育委員会 学務課助成係 育英資金担当

(1) 窓口で提出する場合

締切日（9月22日金曜日）の午後5時まで（厳守）

(2) 郵送で提出する場合

締切日（9月22日金曜日）必着

(3) オンライン申請システムで提出する場合

締切日（9月22日金曜日）の午後11時59分まで（厳守）

【注意事項】

- ア 期限後に到着した書類は受け付けられません。締切日が近い場合は、窓口での申請をお願いします。
- イ 書類が期日までに提出されても、不備があり、訂正等が期日までにできない場合は、申し込みを受け付けることができません。
- ウ 郵送事故等ご不安な方は、簡易書留やレターパック等送付記録が残る郵便種別で送付してください。郵送事故であっても期限後の申請は受け付けません。
- エ 郵送料は、ご本人負担でお願いいたします。
- オ 申請書類は返却できません。

7 選考方法

以下の流れで選考を行います。

- (1) 書類による選考
- (2) 面談による選考
- (3) 足立区育英資金審議会による審議

(1) 書類による選考

成績・所得・学修計画表を基に書類選考を行います。合計点数の高い学生が対象になります（各10点、合計30点）。

ア 成績・所得は下表に基づき得点を付けます。

イ 学修計画表は複数の採点者が採点し、10点満点とします（学習意欲、知識、文章構成力その他の能力等について見ます）。

成績	点数
5.0	10点
4.9	9点
4.8	8点
4.7	7点
4.6	6点
4.5	5点
4.4	4点
4.3	3点
4.2	2点
4.1	1点
4.0	0点

区民税（所得割）	点数
100円未満	10点
22,800円未満	9点
45,500円未満	8点
68,200円未満	7点
90,900円未満	6点
113,600円未満	5点
136,300円未満	4点
159,000円未満	3点
181,700円未満	2点
204,400円未満	1点
227,100円以下	0点

(例) 成績4.8で区民税（所得割）が5,000円の場合

成績：4.8 → 8点（10点満点）

区民税：5,000円 → 9点（10点満点）

学修計画表 → 6点（10点満点）

合計：23点（30点満点）

※ 同点の場合、「生計維持者の足立区居住年数」が長い方を優先します。

(2) 面談による選考

書類選考を通った方のみ、面談による選考を行います。ご提出いただいた学修計画表に基づき、面談いたします。

- ア 面談は11月の日曜日を予定しています。
決まり次第、区HPで公表します。
- イ 面談を受けられない場合は申請却下となります。

(3) 足立区育英資金審議会による審議

審議会にて審議を行い、最終的な奨学生を決定します。

- ※ 各選考結果通知は(1)書類選考後、(3)審議会終了後に送付
- ※ (1)書類選考通過者には(2)の面談日時をご案内します。

8 採用候補決定通知

令和5年12月中(予定)
採用候補者となった場合はすぐに「合格通知」等をご提出いただきます。

9 奨学生となった後

(1) 成績要件の継続について

半年に一度成績証明書等の提出を依頼します。成績基準を2回連続で下回った場合、留年が確定した場合は給付を取り消します。

例えば、大学2年生後期・大学3年生前期の成績が両方4.0を下回った場合、大学3年生後期分から給付を取り消します。

なお、成績要件については、今後見直しを検討していく予定です。

(2) 所得要件の継続について

1年に一度所得要件の確認を行います。

「区民税 税額控除前所得割額」が基準額227,100円を超過した場合、給付を取り消します。

例えば、2年生前期の時点で所得が基準を超過していた場合、3年生前期分から給付を取り消します。

(3) 国の給付・授業料減免への申し込みについて

「国の給付型奨学金・授業料減免制度」の申込状況について確認を行います。申し込みを行っていない場合、給付額・授業料免除額相当額を差し引くこともあります。

10 問い合わせ

足立区教育委員会 学務課助成係(足立区役所南館5階)
Tel 03-3880-5977(直通)